

2020 司法試験会社法

設問 1

1 訴えの方法について

—B はどのような訴えを提起して本件優先株式の発行の効力を争うことができるかを検討する。

非公開会社については、その性質上、持株比率の維持にかかる既存株主の利益の保護を重視し、その意思に反する株式の発行は募集株式発行無効の訴えにより救済するというのが法の趣旨と解される。また、非公開会社において、株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法による募集株式の発行がされた場合、この瑕疵は株式発行の無効原因となる。よって、非公開会社では、株主総会の取消しの訴えが認められる場合には、重大な法令違反として株式発行無効の訴えを提起することできると考えられる。

本問において、甲社は非公開会社である。よって、B は、本件定時総会決議に取消事由があることを主張して、828 条 2 号により株式発行無効の訴えを提起することが考えられる。

株式発行無効の訴えを提起するための期間制限は、非公開会社の場合、株式発行の効力が発生してから 1 年以内であることである。本問においては、株主総会決議は令和 2 年 3 月 25 日に決議されており、B が訴えを提起しようとしているのは同年 5 月 14 日である。よって、期間制限は問題とならない。

コメントの追加 [法t1]: 訴えの方法について、と、B の主張をわけける意味はあまりない

コメントの追加 [法t2]: 取消事由がある→取消事由が無効原因になるかという流れで書いた方が綺麗です。

コメントの追加 [法t3]: これが問題提起なので、最初に来るはず

コメントの追加 [法t4]: いきなり訴訟要件の主張が出てきているので、まず訴訟要件について検討する、というように明らかにしておくこと。

2 B の主張について

(1) 株主総会決議の取消事由について

本件定時総会決議に取消事由があるかを検討する。831 条 1 項の要件は、①株主等が、②株主総会決議の日から 3 か月以内に訴えを提起すること、③招集手続又は決議方法の法令違反があることである

①について、B は甲社株式を 2 万 9000 株有する株主であり、①を満たす。

②について、本件定時総会は令和 2 年 3 月 25 日に決議されており、B が訴えを提起しようとしているのは同年 5 月 14 日である。B が訴えを提起しようとしているのは、株主総会の日から 3 か月以内であり、②を満たす。

③について、本件招集通知の記載に招集手続の法令違反がなかったか及び払込金額について虚偽の説明をしたことが決議方法の法令違反にならないかが問題となる。

(2) 本件招集通知に本件議題 1 及び議題 2 の記載がなかったことについて

299 条 4 項により株主総会招集通知には、298 条 1 項各号の事項を記載しなければならない。そして、298 条 1 項 2 号により、株主総会招集通知には、株主総会の目的である事項を記載しなければならない。本問においては、会議の目的事項として、「計算書類の報告の件」及び「事業報告の報告の件」と記載されていた。招集通知に会議の目的事項を記載する趣旨は、株主に議事及び議決に参加する準備をさせることにあるところ、このような記載では本件優先株式の内容等の所要の事項を定める定款変更を行うこと及び本件優先株式の発行を議案として株主総会に提出することをうかがい

コメントの追加 [法t5]: 本件決議 1 と 2 にわけて論じた方がいい

知ることできない。よって、本件株主総会招集通知は 299 条 4 項に違反しないかが問題となる。

しかし、B は本件定時総会において、C から、本件議案 1 及び 2 について説明を受けた上で、両議案に賛成している。よって、B は議事に参加して説明を受けたうえで議決に参加したことから、本件招集通知の瑕疵は問題とされないと考えられる。

よって、本件招集通知に本件議題 1 及び議題 2 の記載がなかったことは招集手続の法令違反に当たらない。

(3) 払込金額について虚偽の説明がされたことについて

株主総会において C は 2 万円という払込金額は中立的な専門機関が合理的な方法により算定した評価額に相当するという虚偽の説明をしている。このことが 199 条 3 項の説明義務に違反し、決議方法の法令違反にならないかが問題となる。

199 条 3 項は、払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならないと規定している。

本問において、C は中立的な専門機関に株式の評価額の算定を依頼して 1 株あたり 4 万円であると回答を得ていたにもかかわらず、本件定時総会で B に対して中立的な専門機関によると評価額は 1 株あたり 2 万円であるという虚偽の説明を行っている。C による虚偽の説明は、必要な説明をしたとは言えず、199 条 3 項の説明義務に違反する。

よって、本件定時総会決議には、③決議方法の法令違反があると認められる。

(4) 裁量棄却について

383 条 2 項により、株主総会等の決議の方法が法令又は違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、請求を棄却することができる。

本問について見ると、C が B に対して虚偽の説明をしたことは B の議決の判断を誤ら得るものであり、重大である。そして、本件優先株式の内容等の所要の事項を定める定款変更は、309 条 2 項 11 号により議決権の半数を有する株主が出席し、議決権 3 分の 2 以上の賛成が必要である。本件定時総会には全株主が出席しているが、もし B が C から正しい説明を受けて議案に反対していたとすると、B は約 36%の株式を有することから 3 分の 2 以上の賛成は得られなかったと考えられることから、決議に影響を及ぼすものであったといえる。

よって、本問では裁量棄却をすることはできない。

3 結論

B は、**株式発行無効の訴え**を提起することができ、無効の主張は認められる。

コメントの追加 [法t6]: 取消事由が無効事由になりうるのか、という論点を結論の前に書くこと

設問 2

(1)

P には 3 つの不利益が生じると考えられる。

1 つめは、P が有する議決権の割合が減少することである。今回の株式の併合は優先株式についてのみの株式の併合をするから、P が有する議決権の割合は、5000/90000 (約 5.6%) から 2500/850000 (2.9%) に減少することになる。

2 つ目は優先配当額の減少である。優先配当は本件優先株式 1 株につき 1000 円である。P の株式は本件の株式併合により 5000 株から 2500 株に減少するから、優先配当は 500 万円から 250 万円に減少することになる。

3 つ目は普通配当の減少である。本件優先株式は優先株式の配当をした後にさらに分配可能額がある場合には本件優先株式の株主は本件普通株主の株主とともに株式数に応じて配当を受けることができる。P は本件優先株式のみを 5000 株有しているから、本件株式の併合が行われれば、P が受け取る普通配当は半減する。

(2)

1 P が取りうる手段について

P が取りうる手段としては、株式の併合をやめることの請求 (182 条の 3) 及び株主買取請求権の行使 (116 条 1 項 3 号) が考えられる。

2 株式併合を取りやめることの請求について

P が 183 条の 3 に基づき株式の併合をやめることの請求をすることができるかを検討する。

株式の併合をやめることの請求の要件は、①株式の併合が法令または定款に違反すること、②株主が不利益を受けるおそれがあること、③株主が併合前に請求することである。

①について、株式の併合には株主総会の特別決議が必要であるところ (180 条 4 項、309 条 2 項 4 号)、株主総会決議に取消事由があれば、株式の併合が法令に違反すると考えることができる。

831 条 1 項 3 号は、株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたときは取消事由になると規定している。本件においては、本件株式の併合は、保有する株式の割合を A・B に有利に、P に不利に変更するものであるから、A・B は特別の利害関係を有する者に当たる。そして、本件決議 3 は A 及び B の賛成により可決されているが、もし A・及び B が賛成しなかった場合、P 及び Q が反対していたことから反対票 1 万に対して賛成票 0 となり決議は成立しなかった。よって、本件決議 3 は、特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたといえる。

②について、(1)に記載のとおり本件決議 3 は株主 P に不利益をもたらすものである。

③について、P は本件株式併合の効力発生前に会社法上の手段を採ろうとしている。

したがって、P は株式の併合をやめることの請求をすることができる。

3 株式買取請求権について

P が株式買取請求権を行使できるかを検討する。

116 条 1 項 3 号イにより、①322 条 2 項の定款の定めがある場合で、②種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、③反対株主は、自己の有する株式を公正な価格で買い取るよう請求することができる。

コメントの追加 [法t7]: 議決権の割合に気付いている点
はいいことですが、議決権の割合の低下が会社法上ど
のようなデメリットにつながるのでしょうか？ここに
点数が振られている。

コメントの追加 [法t8]: この定義は？

本問について見ると、①について P が保有する種類株式については、定款において 322 条 2 項に基づき同条 1 項の規定による種類株主総会の決議を要しないことが規定されている。

②について、(1)に記載のとおり本件株式併合は P に損害を及ぼすおそれがある。

③について、反対株主とは、株主総会に先立って当該行為に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該行為に反対した株主という（116 条 2 項 1 号イ）。P は、本件臨時総会に先立ち、本件株式併合に反対する旨を甲社に対して書面で通知し、株主総会においても反対している。よって、P は反対株主に当たる。

よって、P は株主買取請求権を行使することができる。

4 結論

P は、株式の併合をやめることの請求及び株主買取請求権の行使ができる。

以上

設問 1

第1 Bは、本件株式発行について、新株発行無効の訴え（会社法（以下法令名称略）828条1項2号）を提起し、無効原因として、本件決議1及び本件決議2に取消事由があることを主張すると考えられる。

1 訴訟要件

(1) Bは、甲社の株主であるから、原告適格が認められる（828条2項2号）。

(2) 甲社は非公開会社であるから、出訴期間は効力発生日から1年となる（828条1項2号かつこ書）。本件株式の払込期日は4月10日であり、これが効力発生日となるので、同年5月14日の時点では出訴期間を経過していない。

そして、上記訴えは、株主総会決議に取消し事由があることを無効原因として主張するものであるところ、この訴えが、株主総会決議取消の訴えの出訴期間（決議の日から三箇月以内。831条1項柱書前段）に服するかが問題となる。

この点について、瑕疵ある決議の効力を早期に明確ならしめるという法の趣旨に照らし、株主総会の取消し事由があることを無効原因として主張する訴えについても、831条1項柱書前段の期間制限に服すると解するべきである。

本件決議1、2の日は同年3月25日であり、同年5月14日の時点では出訴期間を経過していない。

(3) したがって、Bは甲社を被告として（834条2号）、甲社の「本店の所在地を管轄する地方裁判所」（835条1項）に本件訴えを提起することができる。

2 本件決議1について

(1) 会社法は、無効原因についてなんら規定しておらず、無効原因は解釈によって決えられる。新株発行には法律関係の安定・取引の安全が強く要請されるから、新株発行の無効原因は、重大な法令・定款違反などの特に重大な瑕疵に限られると解する。

もっとも、甲社は非公開会社であるところ、非公開会社では、法律関係安定の要請よりも既存株主の支配的利益を重視して、既存株主の意思に反する新株発行を新株発行無効の訴えにより救済する趣旨である（199条2項・309条2項5号、828条1項2号括弧書）。

そこで、非公開会社では、新株発行により既存株主の意思に反してその支配的利益が害されている場合には、株主総会の特別決議に取消事由があることも新株発行の無効原因に当たると解する。

ア まず、Bは、甲社の発行済株式総数8万株のうち2万9千株を保有しているところ、新株発行によって、P及びQに対して5000株ずつ新株発行されれば、支配的利益が害される。また、Bは、Cから、2億円の資金調達が必要であり、1株あたり2万円という金額が中立的な専門機関が算定した合理的な価格であるとの説明を受けて、渋々ながら本件

決議 1 に賛同しているが、実際には、中立的な専門機関が算定した価格は 4 万円であった。したがって、新株発行による B の支配利益の侵害は、B の意思に反するといえる。

イ 次に、甲社は取締役会設置会社であるから、株主総会招集の通知は、書面である必要がある（299 条 2 項 2 号）。そして、その書面には、「定款変更の件」を「株主総会の目的」（298 条 1 項 2 号）事項として記載する必要がある（299 条 4 項）。そして、本件決議は特別決議である（309 条 2 項 11 号）。

しかし、甲社は本件招集通知に「定款変更の件」という目的事項を記載していない。

したがって、「招集の手続…が法令…に違反」（831 条 1 項 1 号）している。

ウ もっとも、本件では、株主である A と B のいずれもが総会に出席していることから、全員出席総会として瑕疵が治癒されないか。

この点について、招集手続（299 条）の趣旨は、株主に総会出席の機会及び議事・議決の準備の機会を保障することにある。本件では、B は、本件定時総会に出席して初めて本件議案 1 及び 2 のことを知って驚いているため、定款変更という総会の目的を認識しておらず、本件議案 1 の準備ができていなかったといえる。したがって、全員出席総会として瑕疵は治癒されない。

エ そうだとしても、裁量棄却（831 条 2 項）されないか。招集通知に目的事項の記載を欠けば、株主は当該事項につき事前に調査して議決権を行使することができず、総会に参加への利益を害するため、「違反する事実が重大でなく」とはいえない。よって、裁量棄却されない。

オ 以上より、本件決議 1 に取消事由があるため、新株発行の無効原因が認められる。

3 本件決議 2 について

(1) 上記の通り、新株発行により既存株主の意思に反してその支配的利益が害されている場合には、株主総会の特別決議に取消事由があることも新株発行の無効原因に当たると解する。

ア 本件決議 2 においても、本件決議 1 と同様に、目的事項である「新株発行の件」が記載されておらず、新株発行の無効原因となる。

イ また、C は本件株式発行について虚偽の説明を行って決議をしたことが、「決議の方法が法令…に違反」（831 条 1 項 1 号）したといえ、新株発行の無効原因とならないか。

(ア) まず、本件決議 2 は特別決議であり（309 条 2 項 5 号）、上述の通り、新株発行による B の支配利益の侵害は、B の意思に反するといえる

(イ) 会社法は、募集株式の発行が引受人にとって「特に有利な金額」である場合には、株主総会において「特に有利な金額」で募集する理由の説明を要求している（199 条 3

項)。その趣旨は、有利発行が既存株主に持株価格の下落を招く危険性があることから、株主に発行の必要性についての正確な情報を提供する点にある。

「特に有利な金額」（199 条 3 項）とは、公正な価格に比して著しく低い金額をいう。本件株式発行は、中立的な専門機関が一応合理的方法によって算定した本件優先株式の評価額は 4 万円であったところ、その半額である 2 万円を 1 株あたりの払込金額としているから、「特に有利な金額」での株式発行にあたる。

そして、「取締役」C は、本件決議 2 において、1 株あたり 2 万円が公正な価格であると虚偽の説明をしおり、B に正確な情報が提供されていない。

そうすると、「株主総会において、当該払込金額でその者の募集することを必要とする理由を説明」しているといえない。

（ウ）したがって、本件株式発行について虚偽の説明を行って決議をしたことは、「決議の方法が法令…に違反」（831 条 1 項 1 号）しているといえる。

（エ）さらに、払込金額は会社の資金繰りや資金に大きく影響を与えるといえるので、「違反する事実が重大」（831 条 2 項）といえ、裁量棄却は認められない。

（オ）以上より、C が本件株式発行について虚偽の説明を行って決議をしたことは、新株発行の無効原因となる。

第 2 以上より、本件株式発行は無効である旨の B の主張は認められる。

設問 2

小問 (1)

第 1 本件株式併合の効力によって、P にどのような不利益が生じ、又は生じるおそれがあると考えられるか。

1 まず、本件優先株式は、普通株式の株主に先立ち、1 株につき 1000 円の配当を受けることができるが、本件株式併合により、受けられる配当優先額が 2 分の 1 となる。

2 次に、本件株式併合により、P の持株比率は 2.94%（2500 株÷8 万 5 千株）となることから、会計帳簿閲覧等請求権（433 条 1 項）、検査役選任請求権（358 条 1 項）、役員解任訴権（854 条 1 項）、株主総会招集請求権（297 条 1 項）を行使できなくなる。これらの少数株主権は、会社経営をコントロールするための重要な権利であるから、P にとって不利益となる。

3 さらに、本件優先株式は、その内容として株主総会における決議事項の全部について議決権を行使できるとされていたことから、本件株式併合により、議決権数が減少する。

小問 (2)

第1 Pは、種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め（322条2項）がある本件においては、反対株主の株式買取請求をする。

前述の通り、本件株式併合は、「種類株式」であるPに対し、優先配当額や議決権数の減少、少数株主権を行使できなくなるといった「損害を及ぼすおそれ」がある（同項柱書）。そして、Pは、本件臨時総会に先立ち、本件株式併合に反対する旨を甲社に対して通知し、本件決議3に反対しているから「反対株主」にあたる（同条同項柱書・同条2項イ）。

したがって、Pは、株式買取請求をすることができる。

第2 Pは、株式併合が法令又は定款に違反し、かつ、不利益を受けるおそれがあることを理由に、甲社に対し、その差止めを請求することが考えられる（182条の3）。

1 株式の併合には、（瑕疵のない）株主総会の特別決議を要するところ（180条2項、309条2項4号）、本件決議3に取消事由（831条1項3号）が認められ、法令に違反しているといえないか。

（1）まず、利益相反的な議決権行使による資本多数決の濫用の是正という831条1項3号の趣旨から、「特別の利害関係を有する者」とは、決議事項について他の株主と相反する利害関係を有する株主を意味すると解する。

本件株式併合により、Pは、上記不利益を被るところ、本件普通株式の株主は、自己の持株比率が上昇するとともに配当を得る可能性が増大するから、決議事項について他の株主と相反する利害関係を有するといえる。よって、「特別の利害関係を有する者」にあたる。

次に、本件株式併合は専ら本件優先株式の株主の優先配当権を実質的に縮減することを目的とするし、議決されればPは上記不利益を負うため、本件決議3は「著しく不当な決議」（同項同号）といえる。

したがって、本件決議3には、取消事由があるといえる（831条1項3号）。

（2）よって、本件決議3は、（瑕疵のない株主総会決議による決定を求める）180条2項に違反し、「法令に違反」しているといえる（182条の3）。

2 そして、上述の通り、Pは、本件株式併合により、「不利益を受けるおそれ」がある（182条の3）。

3 以上より、Pは、本件株式併合の差止請求ができる。

以上

設問 1

第 1 B の主張

B は甲社に対して、本件議案 2 に関する甲社の本件定時総会の決議には、招集通知に法令違反があり、取消事由であるとして（会社法（以下略）831 条 1 項 1 号）、本件株式発行の無効原因に該当すること（主張①）。及び、本件議案 1 についても、招集通知に法令違反があり、定款の変更が認められないから定款に定めのない株式が發行に該当し取消事由であるとして、本件株式発行の無効原因に該当することを主張する（主張②）（828 条 1 項 2 号）

第 2 B の主張の可否

1 原告適格について訴訟要件について

- (1) 828 条 1 項 2 号から書は株式発行の効力が生じた日から 1 年以内に訴えを提起することを規定する。本件株式の効力発生日は令和 2 年 4 月 10 日であり、B が主張しているのは同年 5 月 14 日である。よって、提訴期間内であるから原告適格が認められる。
- (2) また、無効原因について株主総会決議取消を挙げていることから決議取消の訴えの原告適格を満たす必要がある。831 条 1 項柱書は株主が決議の日から 3 ヶ月以内に提起することを規定する。B は甲社の株主であり、本件決議は令和 2 年 3 月 25 日に決議されている。B が主張しているのは同年 5 月 14 日であるから、原告適格が認められる。

2 B の主張について

B は本件株式発行が無効であると主張する。828 条 1 項には募集株式発行の無効の訴えにおける無効原因について法定化されていない。どのように考えるべきか。

募集株式の発行は利害関係人が多く発生するから、その効力は法的安定性を重視すべきである。さらに取引行為の要素も含まれることから取引の安全性も考慮すべきである。したがって、瑕疵の主張はできるだけ制限するべきであるから、無効原因は重大な法令違反・定款違反の場合に限ると考えられる。

3 主張①

- (1) ア) 甲は取締役設置会社であることから、株主総会の招集通知には、株主総会の日時及び場所のみならず、株主総会の目的である事項及び払込金額が募集株式の引受人に特に有利な金額である場合における募集株式にかかる議案の概要を記載しなければならない（299 条 2 項 2 号、同条 4 項、298 条 1 項）。記載がない場合は、招集手続きに法令上の違反があるとして株主総会決議の取消事由となる。もっとも、招集手続きの実質的な意味は、株主に総会出席の機会を与え、議事・議決に参加する準備の機会を与える点にあるため、株主全員が開催に同意し、出席している場合、出席と準備の機会是与えられたと解す。したがって、招集手続きに瑕疵があっても全員出席の決議であれば瑕疵が治癒される。
- イ) 本件定時総会の招集通知には、株式総会の日時及び場所のみの記載であったため、

コメントの追加 [法t1]: 特に間違いとかではないですが、本件決議 1 → 2 の順に記載した方が綺麗です。

問題提起として、

「B は、本件決議 1 及び本件決議 2 には瑕疵があり、これが本件株式発行の効力に影響を及ぼすと考えている。そこで、B は、本件決議 1 及び本件決議 2 に取消事由があること、並びに、これにより本件株式発行の効力が無効となることを主張する。」（分析本答案構成例より引用）

と端的に記載すると綺麗。

コメントの追加 [法t2]: 原告適格のあてははめは、B が甲社の株主かどうかであり、提訴期間とは別。

コメントの追加 [法t3]: 段落わけをする

本件決議2は株式総会の招集通知の手続き法令違反が認められるように考えられる。しかし、A・Bを含む株主全員が出席しており、事情を聞いたBも納得し決議を行なっていることから、招集通知の瑕疵については全員出席総会による瑕疵の治癒が認められる。

- (2) ア) 次に、有利発行（199条3項）の場合、取締役は株主総会の議決に際して有利発行を必要とする理由を説明しなければならない（199条3項）。これを欠く場合、株主総会の決議方法の法令違反という取消事由（831条1項1号）にあたる。

有利発行とは、公正な価格に比して著しく低い金額のことを言う。原則としては市場価格となって現れるが、非公開会社においてはそれがないため、通常は株式が客観的に合理的な方法で算出された場合はそれが公正な価額になると解する。

- イ) 本件では中立な専門機関に対して適切に後者の事業計画や財務状況等の資料を提供した上で価値の算定を依頼しており、この結果算定された株価は4万円であるところ、その半分である2万円は特に有利な金額に当たるといえ、本件募集株式の発行は有利発行である。また、Cは、至急2億円の資金調達が必要であり、そのためには事実上本件株式発行以外に方法はないことを説明する上で、払込金額が公正でないことは伏せて虚偽の説明を行なっている。この説明は、株主の議決権行使に重要な影響を及ぼす事項について虚偽の説明をした上で本件決議2を成立させているから、十分な説明がなされたとは評価できない。

よって、本件決議の方法の法令違反の取消事由が認められる。

- (3) ア) 非公開会社については、性質上、会社の支配権に関わる持株比率の維持に係る既存の株主の利益の保護を重視し、その意思に反する株式の発行は株式発行無効の訴えにより救済するというのが会社法の趣旨であることから、非公開会社において、株主総会の特別決議を経ないまま株主割当以外の方法による募集株式が発行された場合、その発行手続には重大な法令違反があり、この瑕疵は無効原因となる。

- イ) 本問のように募集事項を決定する株主総会の決議の手続きを経ていても、上記のような決議に取消しがある場合には、Bは自らの支配的利益が損なわれていることに真に同意しているとは評価することができない。

- (4) したがって、重大な法令違反が認められることから、Bは本件株式発行が無効であることが主張できる。よって、主張①は認められる。

4 主張②

- (1) ア) 決議1についても、株主総会の目的である事項及び定款の変更に係る議案の概要の記載がない株主総会の招集手続きに法令違反があるため、上記同様株主総会の取消事由に該当する（831条1項1号）。

- イ) ここで裁量棄却（同条2項）が問題となるが、そもそもBは賛成しているのだから、決議の結果は変わらないとも思える。しかし、あらかじめBが議案と把握していれば、自力で調査するなどして払込価格が安いことなどに気づき反対している可能性

コメントの追加 [法t4]: 本当に瑕疵の治癒が認められるのでしょうか？

コメントの追加 [法t5]: 何が有利発行にあたるのでしょうか？

コメントの追加 [法t6]: 裁量棄却については？全員出席で治癒できますか？

コメントの追加 [法t7]: 取消事由が無効原因に該当するのか？という問題提起が必要。何について論じ始めたのか不明です。

- は大いにあった。その場合にはAは5万1000株、Bは2万9000株を保有しており、定款変更には特別決議が必要であるから、Bの反対により決議は成立しないことになる。したがって、決議の結果が変わらないとは言えず裁量棄却はされない。
- (2) したがって、当該決議1についても取消事由が認められ、Bは本件株式発行が無効であることが主張できる。よって、主張②は認められる。

設問2

第1 Pが被る不利益について（小問1）

- 1 本件株式併合がされた場合に想定されるPの不利益は、Pの持株比率の低下、及びそれに伴う優先配当額の半減である。
- 2 株式の数が半減することで、一株につき1000円配当されていた配当優先がくが半減する。また、当該配当額以外には一般株主とともに株式数に応じて配当を受ける権利を有するところ、本件では優先株のみ併合され、一般株式の数は変わらないことから配当を受ける割合が他の株主に比して減少し、配当も減少する。
- また、議決権についても上記同様一般株主との株式の割合が優先株主だけ減少することにより持株比率が減少する。

- 3 以上のような不利益をPは被ることとなる。

第2 Pが取りうる手段（小問2）

- 1 Pは株式買取請求権（116条1項3号イ）または、本件株式併合を阻止するために差止め（182条の3）を主張することが考えられる。
- 2 (1) まず、種類株主総会決議を要しない旨の322条2項の定めがあるため、反対株主の株式買取請求を主張することができる。反対株主とは、株主総会に先立って反対する旨を通知し、かつ株主総会において反対した株主（同条2項）であり、Pは事前の反対通知と株主総会での反対を行なっているためこれに該当する。
- (2) 当該併合の前提となった本件臨時総会でA・Bが議決権を行使していることは、「特別利害関係」を有するものによる決議として取消事由に当たらないか（831条1項3号）。
- ア「特別な利害関係を有する」とは、他の株主とは共通しない特殊な利益を決議により得る関係のことを指す。
- 本件株式併合はもっぱら優先株主のみに不利益を被らせ、一般株主A・Bに特殊な利益を与えるものであるため、これに当たる。
- イそして当該決議によりPらは上述のような著しい不利益を被ることとなるため、「著しく不当な決議」がなされたと言える。
- ウしたがって、本件臨時株主総会には取消事由があることから、本件株式併合は株主総会決議なしになされたこととなり、180条2項に反し法令違反となる。
- (3) また、本件株式併合は合理的必要性がなく、優先株主Pらに著しい不利益を与えるものであり、相当性もなく株主を不平等に扱っているため、株主平等原則（109条）に

コメントの追加 [法t8]: 議決権割合の減少はどのような影響がありますか？会社経営権の参画ができなくなるとか。

コメントの追加 [法t9]: こちらのあてはめは？

反している。したがって、本件臨時総会は決議の内容の法令違反があり（830 条 2 項）、
上記同様決議がないものとして法令違反となる（180 条 2 項）

3 よって、P は株式買取請求または、差止め請求を行うことができる。

以上

再チャレ会社法（3.12）

【設問1】

【297条の許可を得て行う。株主は議題と議案を】

【199条、200条、201条】

【300条（招集手続きの省略）から招集の手続きを経る必要がないとしている。ここから、全員出席株主による瑕疵が認められるかが問題となる。】

【接続詞を多様しないこと・・・使いやすいがわかりにくくなる】

第1 訴えの方法と主張について

1 すでに本件株式が発行されているから、新株発行無効の訴え(828条1項2号)を提起する。【～であるから、新株発行無効の訴えを提起するくらいでOK】

コメントの追加 [法t1]: 問題提起がわかりにくいです。
もう少し何が問題なのか明らかにしてください。

2 また、本件決議1と2には取消事由があり、本件決議がなかったものとして、本件株式発行は法令に反して無効になると主張する。

第2 主張の当否について

1 Bは、新株発行無効の訴え(828条1項2号)の【当事者適格とか提訴期間など】
訴訟適格等を満たすか

(1) 新株発行無効の訴え(828条1項2号)は、当該株式会社の株式等(828条2項1号)が公開会社でない株式会社にあっては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内に行わなければならない。また、無効原因として株主総会の決議の取消事由を主張する場合には、株主総会の決議の日から3か月以内に行わなければならない(831条1項)。

コメントの追加 [法t2]: できれば、訴訟要件をあげて、原告適格、提訴期間等わけて書くとわかりやすい。

(2) 本件では、Bは甲社の株主である。甲社は公開会社でない会社である。本件株式会社が行われたのは令和2年4月10日であり、同年5月14日時点では1年間が経過していない。同様に3か月も経過していない。

(3) よって、Bは訴訟適格等を満たす。

2 新株発行の無効原因において、新株がすでに効力を生じて会社が広く活動をはじめてしまったような場合には、新株主や第三者に不測の損害を与えるおそれがある。そこで、無効原因は新株の発行手続きに重大な法令・定款違反がある場合に限定されると解される。

コメントの追加 [法t3]: これはなぜここで論じていますか？

本件決議1において、株主総会の目的である事項及び定款の変更に係わる議案を株主に通知していない。これは本件決議1 のは取消事由 となにあたり(831条1項1

号)、新株発行手続きの重大な法令違反にならないか。

(1) 株主総会の招集の通知には、株主総会の目的である事項を記載しなければならない(299条4項、298条1項2号)。

(2) 本件では、本件決議1において、株主総会の目的である事項及び定款の変更に係わる議案を株主に通知していない。

(3) よって、本件決議1が取消事由にあたる(831条1項1号)と思われる。しかしながら、株主全員がその開催に同意して出席している以上は、全員出席総会において行われた決議は、法定の招集手続きを経なかったとしても有効と解される。本件定時総会には株主全員が出席して決議が行われているから、法定の招集手続きが経ていなくとも有効といえる。よって、本件決議1は取消事由にあたらない。

コメントの追加 [法t4]: 本当にこのように解しているのでしょうか?ここが考えるべきところ。

3 本件決議2は招集通知に議案の目的である事項等を記載していないが、上記同様に取消事由にはあたらない。しかしながら、本件募集株式の払込は有利発行にあたり、その説明が欠けていることが取消事由にあたるといえないか。

コメントの追加 [法t5]: ここの同様。

(1) 募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。(199条3項)

「特に有利な金額」とは、公正な価額と比較して、特に低い金額をいう。非公開会

社については、市場価格がないため、客観的資料に基づく一応合理的な算定方法によって発行価額が決定されたといえる場合には、「特に有利な金額」にはあたらない。

(2) 本件においては、中立的な専門機関に対し、甲社の事業計画や財務状況を示す資料を提供して本件優先株式について合理的な方法による評価額の算定が行われたところ、本件優先株式の評価額は1株当たり4万円と算定されている。そこで、本件優先株式の公正額は1株あたり4万円と解される。本件議案2に示されている1株あたり2万円という額は、PQの要求による数字である。また、公正額である4万円と比べると50%の価格であり、著しく低いため特に有利な金額であるといえる。

そこで、取締役は株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならないが、本件優先株式の公正額は1株あたり2万円と虚偽の説明をしており、これは199条3項が求める説明を行ったとはいえない。

(3) よって、株主総会等の決議の方法が法令違反であり(831条1項1号)、取消事由にあたる。また、非公開会社においては、持株比率に係わる既存株主の利益の保護が重視される。そこで、上記のように本件決議2が取消事由に該当し、新株発行の前提となる本件決議2が取り消されるとすると、既存株主の利益の保護の観点からも重大な法令違反であるといえる。

4 以上より、Bの主張は認められる。

コメントの追加 [法t6]: ここに取消事由が無効原因に該当するかどうかを持ってくるべきではないでしょうか。

【設問2（1）】

第1 本件株式併合の効力の発生によって、Pにはどのような不利益が生じるか。

コメントの追加 [法7]: ここは会社法上の不利益を条文を引用しながら書くこと

【454条の権利について述べてほしい】→条文を適示して述べること

1 Pは本件優先株式を5000株保有している。本件優先株式は1株につき1000円の配当がされている。

本件優先株は2株につき1株の割合で併合される。そうすると、Pは本件株式を2500株保有することになる。

よって、併合前は配当が500万円であったが、併合後は250万円へと減少する。

2 本件優先株式について配当優先額の配当をした後に、更に分配可能性がある場合には、株式数に応じて配当を受けることができる。

しかし、この配当も併合前と比べて半分の金額になる可能性がある。

3 本件優先株式は議決権をもつ

しかし、併合後は相対的に普通株式を持つ者に比べて議決権が下がることになる。

【設問2（2）】

1 Pは本件株式併合の効力の発生前の時点で、どのような会社法上の手段を採ることができるか。反対株主の株式買取請求（116条1項3号イ）が考えられる。

(1) ~~(1)~~ 当該株主総会に先立って、当該行為に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該行為に反対した株主（116条2項1号イ）は、株式の併合の場合に、株式会社に対し、自己の有する当該各号に定める株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

特別利害関係人の定義について書くこと

（2）本件では、Pは本件臨時総会に先立ち、本件株式併合に反対する旨を甲社会に対し書面で通知している。また、本件臨時総会においても、Pは反対をしている。

（3）よってPは、株式会社に対し、自己の有する当該各号に定める株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

コメントの追加 [法t8]: 株式の併合のところの差し止めも書く。

書式変更: 段落番号 + レベル: 1 + 番号のスタイル: 1, 2, 3 ... + 開始: 1 + 配置: 左 + 整列: 0 mm + インデント: 0 mm

書式変更: 箇条書きと段落番号

書式変更

以上